

確認の業務を行う場合における登録住宅性能評価機関票

この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

登録の区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第2項第1号から第3号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第9条第1号から第3号までに定める区分
登録番号	近畿地方整備局長 第13号
登録の有効期間	令和4年12月17日から令和9年12月16日まで
氏名又は名称	株式会社日本確認検査センター
代表者の氏名	代表取締役 磯野 幸夫
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市中央区北浜3丁目1-21 電話番号 06-6231-1950
実施する住宅性能評価の種類	設計住宅性能評価 建設住宅性能評価（新築住宅） 建設住宅性能評価（既存住宅）
住宅性能評価を行う住宅の種類	全ての住宅
住宅性能評価を行う区域	大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、和歌山県、滋賀県
確認を行う住宅の種類	全ての住宅
確認を行う区域	大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、和歌山県、滋賀県